

第2節 情報収集伝達体制の整備

本町及び関係機関は、災害発生時から被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報収集伝達体制の確立に努めるものとする。

第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

本町は、無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を実施するとともに、大阪府及び防災関係機関と相互に連携して防災情報システムの構築を図る。

1 無線通信施設の整備

災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

- (1) 本町防災行政無線の整備充実
- (2) 消防無線の整備充実

2 整備項目

- (1) 移動系携帯型、車載型無線機
- (2) 地域防災無線システムの構築

第2 情報収集伝達体制の強化

本町は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び多様な伝達手段の確保を図るとともに、職員の情報分析力の向上を図るなど情報収集伝達体制の強化に努める。

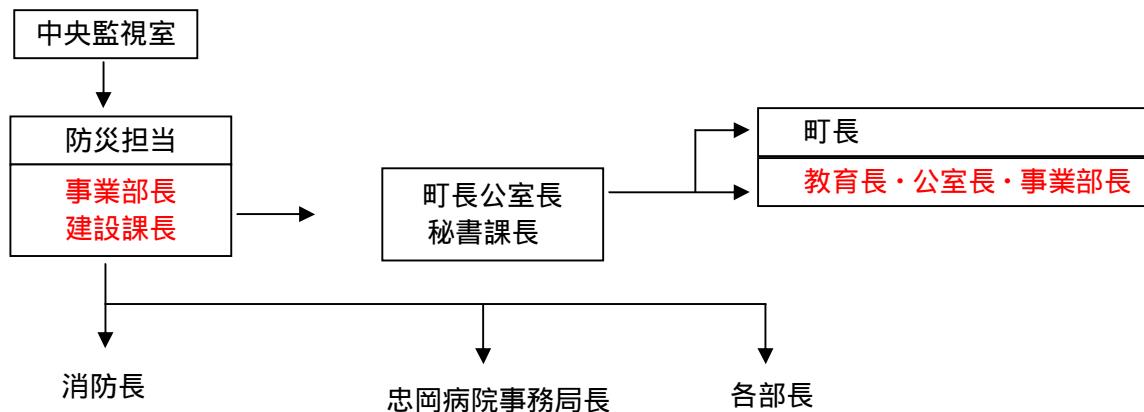
また、24時間情報収集伝達可能な体制とする。

1 収集・伝達体制

災害の発生に備え、収集伝達窓口を明確化し、24時間連絡体制が可能な体制に万全を期す。

なお、勤務時間外については、下図の通りである。

〔勤務時間外における伝達体制〕



第3 被害情報の収集伝達

本町は、災害が発生したときは、関係機関と相互連携を保ちつつ、被害状況等を的確に収集する。

第4 災害広報体制の整備

本町は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

1 広報体制の整備

(1) 広報責任者の選任

(2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

(3) 広報文案の事前準備

ア 地震の規模・余震・気象・水位等の状況

イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ

ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ

エ 災害時要援護者への支援の呼びかけ

オ 災害応急活動の窓口及び実施状況

(4) 災害時要援護者にも配慮した多様で、きめ細やかな広報手段の確保

2 民間報道機関との協力体制の確保

本町からの災害情報等をそれぞれが持つ媒体を通じて報道し、地域に密着した情報の提供を行えるよう協力の要請を行う。

3 災害時の広聴体制の整備

住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう体制を整備する。